優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十五年十一月二十八日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告致します。

一、優先資本金の額の減少をする目的

特定資産の売却、特定資産からの収入、積立金の取り崩し若しくは消費税の還付等により生じた余裕金相当額（以下「優先出資消却原資」という。）を資産流動化計画に係る業務の終了前に償還し、当社が各優先出資社員に早期に投下資本回収の機会を与えるため。

二、優先資本金の額の減少をする要件

当社の優先出資消却原資の範囲内で、かつ、当社による第一回特定借入れに係る貸付人との間の契約並びに第二回特定社債に係る特定社債の要項（もしあれば）、特定社債権者との間の契約及び特定社債管理者との間の特定社債管理委託契約（もしあれば）に反しない限度で、取締役が後記の計算方法により各優先出資金の額の減少を決定することを要件とする。

計算方法　初年度からの優先出資消却原資の累計額（但し、過去の利益配当金、過去の有償減資による払出額、取締役がその判断により、以後の（α）当社の維持・運営にかかる債務の支払、（β）各種積立金の積立て、（γ）利益配当の原資の確保のために必要と判断する金額を控除したもの（但し、第一回特定借入れ又は当社が発行する第二回特定社債の支払債務が残存している間は、第一回特定借入れに係る貸付人との間の契約並びに第二回特定社債に係る特定社債の要項、特定社債権者との間の契約及び特定社債管理者との間の特定社債管理委託契約（もしあれば）に反しない限度で決定されなければならないものとする。以下、「減資消却可能額」という。）。なお、減資消却可能額が五万円の整数倍とならない場合には直近の五万円の整数倍の金額まで切り下げる。）を上限として、「七、優先出資の消却の方法」の計算式に基づいて、全既発行の各優先出資社員の保有する優先出資口数に応じて、優先出資の併合を行わず有償で簡易減資消却を行う。

三、優先資本金の額を減少する時期

平成二十五年十二月十六日

四、減少する優先資本金の額

金一億七千万円

五、消却する優先出資の種類

当社は第一号優先出資及び第二号優先出資の二種類を発行しており、第一号優先出資及び第二号優先出資ともに消却する。

六、消却する優先出資の口数

三千四百口（第一号優先出資につき一千七百口、第二号優先出資につき一千六百六十六口）

七、優先出資の消却の方法

消却金額は払込金額五万円に対し金五万円とし、各優先出資社員の消却の対象となる優先出資の口数は、各優先出資社員の有する優先出資の口数に応じて按分して算出（但し、小数点以下切捨て。）し、全既発行の各優先出資社員の保有する優先出資口数に応じて優先出資の併合を行わず有償で簡易減資消却を行う。

八、消却に要する金額

金一億七千万円

九、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

当社が発行している優先出資の種類は二種類であり、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少の対象となる。

平成二十五年十一月十三日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

摂津特定目的会社

取締役　野坂　照光

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である高野祐一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十五年十一月十三日

東京都葛飾区金町二丁目二番一七号

株式会社マネジメントハウス

日本における代表者　高野　祐一

限定承認公告

本籍埼玉県比企郡小川町大字小川八五七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　千野　明雄

右被相続人は平成二十五年九月十六日死亡し、その相続人は平成二十五年十一月一日さいたま家庭裁判所熊谷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がない時は弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十三日

東京都板橋区板橋二丁目四番四五―三一〇号

相続財産管理人　大濵　和美

限定承認公告

本籍石川県小松市錦町一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　嘉藤　進

右被相続人は平成二十五年四月三十日死亡し、その相続人は平成二十五年十一月一日金沢家庭裁判所小松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十三日

石川県小松市錦町一番地

相続財産管理人　嘉藤　達夫

第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十五年十一月五日開催の取締役会において、平成二十五年十二月十四日を期日として、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を廃止することを決議いたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十五年十一月十三日

東京都千代田区内幸町一丁目一番一号帝国ホテルタワー一六階

マン・インベストメンツ証券株式会社

代表取締役社長　林　秀彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六千七百三十五万円減少し、二十八億一千百六十五万円とすることにいたしました。

また、発行済優先出資総口数五万七千五百八十口を一口に対して金五万円をもって一千三百四十七口有償消却し、消却に要する額を六千七百三十五万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十五年十二月十七日であり、社員総会の決議は、平成二十五年十一月十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、平成二十五年十二月十六日までにお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十五年十月二十四日付官報の号外第二百三十号八十八頁に掲載されています。

平成二十五年十一月十三日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号

虎ノ門インベストメント特定目的会社

取締役　飯森　賢二

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億七千万円減少し、また第一号優先出資一千七百三十四口、第二号優先出資一千六百六十六口をそれぞれ一口につき五万円をもって消却することに致しました。

消却に要する金額は金一億七千万円であり、効力発生日は平成二十五年十二月十六日を予定しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は左記のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年十月十八日

掲載頁　五十八頁（号外第二二六号）

平成二十五年十一月十三日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

摂津特定目的会社

取締役　野坂　照光

訂正公告

平成二十五年十一月六日（号外第二三九号）掲載の無縁墳墓等改葬公告中「代表役員　漆間　隆」とあるは「代表役員　漆間　隆道」の誤りにつき訂正いたします。

平成二十五年十一月十三日

岡山県倉敷市西阿知町六四七

宗教法人極楽寺

代表役員　漆間　隆道

正誤

ページ	段	行	誤	正
一三四		九	五軒郡町	五軒町

平成二十五年十月十六日掲載の大阪家庭裁判所岸和田支部に係る平成二十五年（家）第一四九〇号相続財産管理人の選任中

（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月十三日付第二四五号　六四ページ●同日付政府調達第二二三号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）